

私的所有権の個別的論証の非論理性

－「自己所有権」の問題点を中心に－

Logical Inconsistency of Private Ownership Examined from the Distributional Viewpoint

－Focusing on the Unjustifiability of “Self-Ownership”－

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

1999年3月

英知大学キリスト教文化研究所

紀 要

第14巻 第1号

要 約

私的所有権は基本的人権、その制度はあらゆる秩序の礎石、しかし、それらの論理妥当性はいかほど論証されてきたのだろうか。今、制度としての論証を一般的論証とし、個々人への配分のそれを個別的論証とすれば、従来の論証は、よくて、一般的論証に留まっていたのではなかろうか。本稿では、「労働取得権」等個々人の功績に関する権原を取り上げ、それらが個別的論証に堪え得るものであるかどうかを吟味するが、その中心は、自己の自然的・社会的・経済的資質資産が「自己のもの」と言えるための権原を持っているかどうかについてである。持っていなければ、現行の私的所有権とその制度、そして、そこから派生するあらゆる権利と制度は恣意的となり、便宜的なものではなくなって、そこに、科学的にも政治的にも、人類の課題が現出しているのではないかについて熟考する。

何らかの私的所有権制度は人類史とともに古い。⁽¹⁾ 財の帰属が明確でなければ、社会秩序も経済活動も成立しないからである。「全法体系の基礎である所有権」⁽²⁾はいかなる根拠に基づいていかなる論証がなされてきたのか。もし十分な論証に堪えるものとなっていなければ、人権侵害に拘る虞れなしとしないだけでなく、正義の樹立を旨とする社会科学の本務⁽³⁾にも悖ることとなる。私的所有権が社会秩序の根幹に係るものであればあるだけ、平和達成と普遍妥当的社会科学の促進⁽⁴⁾にとって、本課題の究明は枢要なものであることは言う迄もない。粗述秩序は、[1] 概念規定を提示して究明課題を明記し、[2] 従来の論証が究明課題のどの部分を論証し、どの部分を論証しなかったかを同定し、[3] 「自己所有権」が個別的論証を可能とするかどうかを検討し、終わりに [4] もしいかなる論証も有り得ず、私的所有権が便宜的なものにすぎないのなら、そこにはいかなる方向付けが適わしいかを付加える。紙幅の都合上 [2] [3] [4] は箇条書きに近いものとなることを許されたい。

[1] 主要概念規定と究明課題

〔私的所有権〕 「近代国家法の *ultima ratio legis* 究極原理」⁽⁵⁾である私的所有権は、社会構造と経済活動の成立与件である。国家以前の自然権と言われながら、日本国憲法第 11 条では基本的人権の享受を保証するとし、第 29 条では財産権の不可侵性を宣言する。物権の一つと見做す民法では「所有権は法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、収益及び処分を為す権利」(206 条)と「一定事物についての人間主体の独占・排他的支配権」⁽⁶⁾であることを規定するが、L・C・ベッカーはこれには 10 の分析要因が必要であると見做し、⁽⁷⁾ T・オノレは「使用」「管理」「収益」等 11 の標準的要素を列挙するが、⁽⁸⁾ これらは所有権というものが「決して単純な権利ではなく、多様な権利義務の集合である」⁽⁹⁾ 事実に根ざしている。

〔論証〕 「一定の提題が真であることを十全な論拠をもって証明すること」(広辞苑)に当る。ここでの提題は「私的所有権の(非)論理性」であるが、「権利義務関係を正当化する法律上の根拠」(同)である権原 **Berechtigungsgrund, Entitlement** の周到性と被所有物との関連の十全性が焦点である。

〔一般的論証と個別的論証〕 今、私的所有権の制度としての論証を一般的論証と呼び、個々人への差異差別的配分についての論証を個別的論証と呼べば、両者の論証レベルは同一ではなく、前者は後者を保証しない。⁽¹⁰⁾ この重大な差異がどれ程自覚されてきたことか。論理的条件としては、一般的論証は一般的権原でもって論証され得るが、個別的配分を論証し得る権原が存在するのかが問題である。なお、私的所有権の論証は、社会制度の正当性だけでなく、個々人への差異差別的配分の正当性を含まなければならないということは言う迄もなかろう。

〔2〕 従来の論証の論証レベル

私的所有権の妥当性を論究したのは、ギリシャ哲学者、キリスト教教父、近代自然法学者であり、近くは、無政府主義者、共産主義者と現代資本主義に係るイデオログである。それらを概観して関曠野は「所有という概念はひじょうに杜撰で乱暴なもの」⁽¹¹⁾と記しているが、筆者はその最大の理由を、従来の論証が、よくて、一般的論証に留まっていること、⁽¹²⁾そして、個別的論証を心懸けるものもそれに対応する権原の提示に成功していないこと、と理解する。本節は前者の要約であり、次第〔3〕節に展開するのが後者の課題である。

「権原なくして権利なし」、独占排他的な権利には独占排他的な権原が必要だが、**G・ランツ**⁽¹³⁾はこれ迄に提示された権原に基いて「人格尊厳相応」「労働(加工)取得」「生計維持必要」「先占」「社会機能要請」論を列挙し、**A・カーター**⁽¹⁴⁾は「労働取得」「功績」「自由要請」「効用」「効率」「先占」「人格」「道德発達要請」「人間本性要請」論を列挙した。これらは「人間本性—社会的要件」「自然(本性)権—社会的合意」、そして人間本性にとって「目的的一功利・手段的」…「事実的一規範的」基軸に従って分類し得るが、ここでは3つに限って要約する。

- (1) 「社会機能要請論」 「効率」「功利」論にも共通する論証であるが、この命題は、「何人も万人あるいは多数者に共有的なものよりは、自分だけに属するものにより大きな配慮を払うから、共有よりも私有の方が効率的である」⁽¹⁵⁾として社会全体の視点から私的所有権の妥当性を論証する。この論証は、よくて、一般的論証に留まり、個別的論証には及ばない。
- (2) 「自然権論」 「人間本性」「人格性」「自由」論等とともに、これらの権原は万人に共通なのだから、よくて、一般的論証に留まり個人的論証には及ばない。仮令各人の「人格性」は相互に比較できない尊厳を帯びているとしても、比較できないものには同等の尊厳を想定するしかなのだから、差異差別的権原は見出せない。
- (3) 「労働論」 「加工」「努力」「功績」論等とともに、各人の所有は各人の働きに応じ

たものであるから、一見、個別的論証に及んでいるかのように見える。常識的には「私の手」は「私のもの」であるから、その「働きの所産」も私の所有に帰して当然なように見えるが、ここでも重要なポイントは「権原なくして権利なし」、「私の手」について所有を裏付ける権原を論証できなければ、法的権利義務の確立にとっては余りにもナイーブすぎる。なお、個別的視点からの論証にあつては、個別的論証が成立しなければ、一般的論証も成立しないことは言う迄もなからう。

従来論証は皆以上の制約を抱えており、次第〔3〕節にみる「自己所有権」の課題を解決できなければ、私的所有権の論証は可能とはならない。

〔3〕「自己所有権」の非論理性

最初にナイーブに、次に信念として「自己所有権」を肯定する所論の非論理性を指摘し、終わりに「自己所有権」は論理的に証明不可能な背理であることを明記する。

(1) ナイーブな「自己所有権」論

「個人は、一切の社会関係とは独立に、自己の身体や能力を所有する(とみなす―括弧内追加―)⁽¹⁶⁾」というのが「自己所有 **Self-Possession, -Ownership**」の命題である。**C・B・マクファーンソン**によれば、それは個人の自由を『所有』のタームで、諸個人が結ぶ社会関係を『市場』タームで促える体制⁽¹⁶⁾「所有的個人主義 **Possessive Individualism**」を可能とし、両者が近代政治理論の中核を形成するが、これら理論を代表する **J・ロック**の「労働取得論」を見てみよう。

「人は誰でも自分自身の一身について所有権をもっている。…彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるとあってよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである。」⁽¹⁷⁾

「人は誰でも自分自身の一身について所有権をもっている」と言えるためにロックがいかなる権原を提示しているかが重要である。皆が了解しているという通念、世間がそれを疑わないという常識がロックの断定の根拠であろうが、権利義務の定立のためには余りにもナイーブすぎる。⁽¹⁸⁾ 誰しも「自己一身」を「占有」し「使用」していることは事実であるとしても、それには「占有権」「使用权」があればよく、そこから「所有権」は出てこない。この点を批判する **P・J・プルドン**に曖昧さはない。

「人間は自己の能力の所有者でないことに、どうして気づかなかったのか。人間は力や特性や才能を有する。これらは…自然が人間に委ねたものである。人間はそれらに絶対的な所有権を有するのではなく、用益権者であるにすぎない。」⁽¹⁹⁾

「労働」…「功績」等は皆、所有権の権原とされてきた。しかし、これらが権原と見做されてきたのは、これら権原の権原を問う必要が自覚されてこなかったからのことだっ

た。権原を問う姿勢は未だに一般化されていない。次に、このようなナイーブな肯定に代って、方法論的自覚に基けばはたして「自己所有権」は成立しえるものかどうかを問わなければならない。

(2) リバタリアンによる「自己所有権」

私的所有権にとって「自己所有権」の論証がいかに重要であるかを認識していたのがリバタリアン **Libertarian** と呼ばれる自由尊重主義者であり、そして、マルクス主義者であった。前者は、その自律的人間観から「自己所有権」を内在不可分離の要素と理解して私的所有権を論証し、最小国家論を擁護する。後者は、資本主義体制の矛盾原理によって被支配階級が収奪疎外されることに対し、新たな精算秩序を提示して自律的人間の再生に期待する。リバタリアンが「自己所有権」を自然権的視点から直接的に肯定するのに対し、マルクス主義者は歴史的地平にその回復を計るのであるが、いずれも「自己所有」の概念が価値基軸をなしている。

リバタリアンの視点から「自己所有権」テーゼを最も精力的に展開したのは **R・ノージック** であることに異論はなかろう。⁽²⁰⁾ 彼は「配分的正義の完全な原則は、…すべての者が、ある配分の下で彼の所有している保有物に対して…権原をもつならば、その配分は正しい」⁽²¹⁾ と権原の不可欠性を強調したが、その理由は **(i)** 彼が全論証を基礎づけた人格的人間観を本証とし、**(ii)** ロールズの正義論への論駁を傍証とする。順に記述したい。

(i) 人格的人間観の要請—本証—

ノージックは強烈な人間観を随所に披瀝する。「各人は自分が何になり、何をするかを決める権利を持ち、自分の行ったことの果実を刈り入れる権利を持つ」**(288)** のが自律的人間であり、「諸個人は権利をもっており、個人に対してどのような人や集団も（個人の権利を侵害することなしには）行いえないことがある。この権利は強力かつ広範なもので、国家に対しその活動領域を暴力・盗み・詐欺からの保護、契約の執行などに限定する最小国家を要求し、それ以上の拡張国家はすべて、…人々の権利を侵害し、不当であるとみなされる。」**(i)** 人格主義の核心は自由であり自律であるが、これは、所有権をも（そのための）自己所有権をも除外してはあり得ない。従って「自由社会においては、諸々の人が異なった資源を自由に『支配』してい（なければならない—括弧内追加—）る。…全体の結果は、多数の個々の決断によって生まれたものであり、それら個々の決断は、それに関与している個々人が行う資格〔権原〕を持っているのである」**(254)** と明言する。

以上、少しく引用したノージックの人格主義は、自律的人間としてのさまざまな要件を要求し、なかでも、権利には権原が必要である原則を堅持していることは論理整合的である。しかし、人格主義の要請に対し彼が提示する権原が事実主義の主張であることをどのように理解すればよいのだろうか。「我々が素描した保有物についての権原原理は、正義の歴史原理である」**(263)** とも、「保有の正義は歴史的なのであって、それは、実際に何が起ったのかに依存する」**(257)** とも説明され、遂には「獲得の正義の原理に従って保有物を獲得する者は、その保有物に対する資格〔権原〕をもつ」**(256)** に迄発展する。この点に関連して、リバタリアンに好意的であると自称する森村進はコメントして展開する—

「人は自分の身体や資質を持つためにそれらに値する (**deserve**) 必要はない。基

本的権利は、それに「値する」か「値しない」という功績の問題ではない。人は端的に自分の身体や資質への権原（**entitlement**）を持っているのである。…人々のもっている資質が不平等であることは確かに恣意的かもしれないが、不当ではない。それは受け入れざるをえない出発点である。そして人は自分の身体への権原を持っているのだから、その果実への権原をも持つのが当然である。」⁽²²⁾

そもそも「自己所有権」の論証が必要だとされたのは、事実に対する権原が不可欠だったからではなかったのか。「権原なくして権利なし」との原則に従って問題提起された筈なのに、「持つてから持つ権原もあった」「行ったから行う資格もあった」のであれば本末転倒、事実が理由に先行することになってしまう。事実主義、歴史主義と言われる所以であるが、これでは「なぜ人々が自己所有権をもつかを積極的に説明せず」⁽²³⁾「その根拠づけに失敗している」⁽²⁴⁾と言わざるを得ない。

(ii) ロールズの正義論の論駁—傍証—

ロールズ正義論の論駁は、理論的にも分量的にもノージックの論証にとって大きなウェイトを占めている。ロールズは、自然的・社会的・経済的資源の配分は道徳的に恣意的 **arbitrary** なものであって、誰もこれに値する者はいないのだから、「格差原理 **the Difference Principle**」⁽²⁵⁾でもって是正されねばならないものと考えた。「自己所有権」には正当性がなく、資源の再配分は正義の要求であるとした訳である。これを批判するノージックには積極論と消極論、⁽²⁶⁾計7つの論駁があるが、各々一つに限って記したい。

(1) 第一の論駁は次の通り— ①「誰でも自分のもつ保有物に道徳的に値せねばならないと同時に、人は自分の値しない保有物をもってはならない。」 ②「人々の保有物は、各々の自然資産によって部分的にも決定されるべきではない。」これは ③「適切な配分的正義の概念であり、可能な限りそれを実現しなければならない。」しかし ④「この原理が原初状態において（さえ）選択されることはない。」**(358-359)** だから正義の原理に代って「格差原理」を提唱することとなるが、それはロールズ自身が前提①を否定していることに相当する。そしてノージックは今一つのポイントを付加える。「平等を擁護する議論の多くは、人々間の差異は恣意的で正当化されねばならない、と述べる。これはあたかも…全員を遇する中央集権化された過程が存在するかの如くであるが、（実際にはこの）処遇を行う者がおらず、全員が自分の保有物を望むままに処分する権原を有するのであるから、なぜ処遇の差異は正当化されねばならないという確率が適用されねばならないか（の理由）は明確ではない。」**(368)** 個々人の資質も確かに恣意的かも知れないが、実際には「共同の資産」のプールがある訳でもなく、それを「再配分する」権威が、人格の尊厳を犯すことなく、ある訳ではない。事実ロールズもこの難点を知っていたからこそ、配分的正義に代って、「格差原理」を選択したのだ、と言う訳である。ノージックによれば「保有物の差異は自然資源の差異に基いてはならない」という積極的論議は成功しなかったことになるが、実際はどうだろうか。ここで論証主題を想起すれば結論は自ずと明らかになる。なぜなら、私的所有権の論証の如何は、ひとえに、自然的・社会的・経済的資産の差異の正当化、即ち、恣意性の正当化可能性の如何にあったのではなかったか。これが個別的論証を不可欠とする理由であり、「自己所有権」の成立を問う理由ではなかったか。そして、個別的論証は配分的正義を度外視して

はあり得ない筈だから、「格差原理」の実現主義と中央集権的権威の不在でもって主題自体を放棄し、また、ロールズの非⁽²⁷⁾をもって己が是を証することは、論理矛盾も甚だしいと言わなければならない。

(2) 第二の論駁は次の通り— ①「人々は彼らの自然資産に値する。」②「人々の保有物は彼らの自然資産から流れ出る。」③「人々は彼らの保有物に値する。」④「もし人が何かに値するなら、それを持つべきである。」(370)そしてこの論理は ⑤「もし人々が **X** をもっており、彼らが **X** をもつことが(彼らがそれをもつに値するか否かに関わりなく) **X** に対する他の誰の諸権利または権原をも犯さず、それ自体が誰の権利または権原をも犯さない過程によって **X** から **Y** が流れ出るならば、その者は **Y** に対する権原を有する」(371)という結論に迄導く。ここでも「できたのだから、権原を持っていた」との事実主義が支配するが、それは前提①の「人々は自然資産に値する」という権原論、規範論抜きの実事認定に最も端的に表れている。本原理が普遍性に裏付けられるためには「誰の権利も権原も犯さない」という条件を充たさねばならないが、その一つは資源が他の誰にとっても入手可能であるという「十分性の条件」である。今、いかなる資産(財)もそれが資産(財)であるためには稀少性を前提としていることを絶対的条件とすれば成立不可能な条件であるが、一般的可能性が残されているという相対的条件を意味するから、充足可能であるとリバタリアンは主張する。⁽²⁸⁾但し、彼等の主張によってその制約がなくなる訳ではないのだから、「彼らがそれに値するか否かに拘わりなく、彼らはその保有者に権利と権原を持っている」との主張は、やはり、事実至上主義以外の何物でもない。最後に、「自己所有権」に関連して、リバタリアンには一層大胆な主張があることを、森村進の表現を借りて記しておくことは適当と思われる。その①として、「所有物を持つべき者として、正当な占有者よりも直感的に自然な人は見付けにくい」と主張し、その理由は

「なぜなら同一の物の占有・利用・譲渡・処分・消費・貸与といった行為は密接に関係していて、しばしば事実上分離しがたく、それらの権利を特段の理由もなしに、正当な排他的占有者以外の人に与えることは、権利関係をいたずらに複雑化し、経済的にも非効率だからである。…これらの権利を持つべき者として、正当な占有者よりも直感的に自然な人は見付けにくい。」⁽²⁹⁾

と説明する。これは集团的・社会的視点からの立論であると同時に、現に占有している者に所有権があるとする既得権という事実主義でもって個別的論証を回避する論法であることは言う迄もない。その②としては、これも核心に係る主張であるが、「自己所有権の弁護に必ずしも論理の飛躍はない」と言い、その理由は

「その弁護は、自己所有権テーゼは論議の相手が現に持っている信念に訴えかけることによって規範的主張のレベルで正当化できるからである。…『あなたもそれを信じているではないか』と気付かされることによって正当化されるのであって、さらに根本的な規範的命題に訴えかけて正当化されるのではない。そして自己の身体の物理的支配と自己所有権との関係は、論理的な正当化の関係ではなくて、心理的なものである。つまり前者は後者の理由ではなくて、われわれが後者を信じていることの原因なのである。」⁽³⁰⁾ (傍線追加)

と解説する。語彙は判らぬではないが、文意が確としない。なぜなら、「あなた」も「私」

も「自己のもの」であるとの信念を持っていさえすれば、それで所有権は発生すると言っているようだからである。これでは、もし、我々全員が「現行所有制度に問題を感じなければ、それは正義に叶っている」と言っているように聞こえてならない。

以上にリバタリアンによる「自己所有権」の検証の一部を紹介した。私的所有権の確立は、ひとえに、その権原の確立にあるところから、彼等が「自己所有権」の検証に固執したのは当然のことではあるが、その成果が惨めなものでしかなかったことは、記述の通りである。にも拘らず「自己所有権」の“常識”は真理と正義の探究を旨とする学会にも現実社会の巷にも磐石のごとく微動だにする気配はない。非論理的で不条理な背理には返答の要なし、として看過できない現実を前に、川本隆史が指摘する「自己所有権の3つの難点」⁽³¹⁾を明記しておかねばならない。「自己所有権」は①所有権の不平等を正当化し、生活の不平等を拡大する。②「自己所有権」の擁護は「自由」の擁護であると誤解させる。③かけがえのない各自の生を独占排他的所有関係に位置づけて、《私益》と《権力》の方便とさせる。どの難点も重大な帰結を述べているが、ここでは、「自己所有権」は非論理的な錯覚であって、社会秩序の根幹に関する錯覚を容認することは、そこから惹起する諸悪のすべてを容認するに等しいことを指摘しておかねばならない。次に、リバタリアンが「自己所有権」を論証しなかったのではなく、その課題が論理矛盾であるところから、論証できなかったのであることを、明言しなければならない。

(3) 個別的論証の非論理性

いかなる事実も、その実在に関してはこれしかない唯一必然事、しかし、その存在理由に関しては偶有事でしかないものばかりである。例えば、二人と同じもののない出生という生得的事実について、「君が宮殿に生まれたこと」も「僕が荒屋に生まれたこと」も、事実としてはこれしかない必然事ではあるが、そのように生まれねばならなかった必然的理由はなく、^{タマタマ}偶有的のことに過ぎない。「偶有性 **Akzidenz**」とは「必然的な原因なくして生じ来ったこと、即ち必然性の反対、偶有性の意にも用いられる」（岩波哲学小辞典）のに対し、「必然性 **Notwendigkeit**」とは「然かある以外にはあり得ぬこと、必ず然かあり、その反対の（思惟、事実に於て）不可能なこと、不可不はこれに当る。」（同）ここで、「個別的」事実が「偶有的」であるのに対し、これを論証（正当化・普遍妥当化）するには「普遍的」「必然的」論理が必要である。ところが「個別的」事実を「普遍化」する論理、「偶有的」事実を「必然化」する論理は存在せず、そのような課題は論理的矛盾で不可能事である。繰り返して記すが、「偶有的事実を必然的原理でもって、個別的事実を普遍的原理でもって論証（正当化）する課題」は論理矛盾で、従って、私的所有権の個別的論証、即ち、個々人が所有する差異差別的分配を普遍化必然化できる論理レベルの可能性はない。尤も問題自体を回避する詭弁奇策がない訳ではない。例えば「宿命論」とか「因縁論」のような「架空の論理」を導入するとか、「力は正義」「既得権益至上主義」のような強権主義を貫く道であるが、前者であれば「循環論のゴマカシ」となり、後者であれば法も秩序も権利も義務も、あらゆる当為規範が消滅する背理となる⁽³²⁾。「自己所有権」が私的所有権の最終的権原であるとする、それを論証することは、リバタリアンだけでなく、誰にとっても不可能な課題なのである。

本第〔3〕節では私的所有権の最終的権原とみなされる「自己所有」の道徳的恣意性について吟味した。「自己所有権」の不可欠性を自覚するリバタリアンの論証もそれを定立するものとはなっていなかったが、それは論証のための論理的可能性が存在しないからであった。それでも、事実・現実を優先させるリバタリアンは、秩序変革よりも体制の無条件的維持を選択したが、それは理論的には背理、現実的には既得権益の強権支配に相当する。唯一の真実可能な選択は、全ての資源資産の存在とその帰属が恣意的、偶有的なものであること、従って、現行のそれを含む全ての秩序は便宜的なものでしかないことを認識し、その上で、新秩序構築を指向する道である。次の所有観・世界観の方が格段に論理的と言わなければならない――

「身体は、基本的には『恵み』だと僕は思います。自分で自分をつくったわけではありませんからね。」（最首悟、註(11) 179 頁）

「果実は万人のものであり、大地は誰のものでもないということを忘れれば、君たちは身の破滅だと、同胞に向かって叫んだ人は、どれほど多くの犯罪と戦争と殺人とから、人類を免れさせてやれたことであろうか。」（J・J・ルソー、人間不平等起源論）

「あなたが持っているもので、いったい何をいただかなかったというのでしょうか。いただいたのなら、なぜいただかなかったように誇るのですか。」（前コリント 4・7）

「神は地とそこに含まれるあらゆる物をすべての人と民族の使用に指定した。したがって被造財は、愛を伴う正義に基いて、公正にすべての人に豊富に行きわたらせねばならない…。『飢え死にしそうな人に食物を与えなさい。かれに食物を供さないなら、きみがかれを殺したのだ』と宣言する教父たちのことばを思い起こすように…。」（第二バチカン公会議）

〔4〕 むすびにかえて

本小論で少しく明確化された点とそれより派生する帰結を5つに限り書き留める。

- (1) 「自己所有権」は論証されてもいないし、論証可能でもない命題であって、“天与の恵み”としか言いようのないものである。
- (2) 権原としての「自己所有物」が恣意的であれば、私的所有の権利も制度も恣意的で、便宜的なものにすぎない。
- (3) 現行の権利と制度に人間本性に悖る矛盾が顕著であれば、改変されるべきである。
- (4) より容易に改変可能なのは、J・クリストマン等が主張するように、⁽³³⁾所有関係よりも所得関係である。
- (5) 変革されるいかなる新秩序も、恣意的、便宜的なものでしかないことを銘記すべきである。

【註】

- (1) 森村進『財産権の理論』弘文堂、1995、iii頁。
- (2) 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1949、81頁。
- (3) J・ロールズ(1971)『正義論』紀伊国屋書店、1979、3頁。引用文後の括弧内は本文頁。
- (4) 西山俊彦「平和学の創造－抄約－」『平和研究』第12号、1987、151-164、同「科学的社会学定立への基本要件」『ソシオロジ』第35巻1号、1990、71-89。
- (5) 川島武宜『前掲書』40頁。
- (6) 川島武宜『前掲書』1-3頁。
- (7) L.C.Becker, *Property Rights, Philosophic Foundations*. Routledge Kegan Paul 1975, pp.8-11.
- (8) T.Honoré, *Making Law Bind*. Oxford U.P., 1987, pp.165-79.
- (9) 森村進『前掲書』7頁。
- (10) H.L.A.Hart, *Punishment and Responsibility*. Oxford U.P., 1968, p.4 in 森村進『前掲書』22頁。なお L.C.Becker (*op cit.*, pp.23, 117-18)も General, Specific, Particular と3レベルを区別しているが、彼の検証はこれに対応していない。
- (11) 最首悟・関曠野「自己の固有性と所有の起源」『現代思想・特集 私的所有権とは何か』1990・9、Vol.18-19、172-189、172頁。
- (12) 西山俊彦「私的所有権の不条理性－平和学は体制変革の学であるとの共通認識への一助として－」『平和研究』第24号、1999、100-109頁。
- (13) G・ランツ (1977)『所有権論史－所有権は権利なのか－』晃洋書房、1990
- (14) A.Carter, *The Philosophical Foundation of Property Rights*. Harvest Wheatshesaf, 1988.
- (15) アリストテレス『政治学』第2巻第5章、岩波書店、1969、48頁。S・T・アクイナス『神学大全』第Ⅱ・Ⅱ部第66問題第2項、創文社、1985。西山俊彦「私的所有権の人間本性性とその帰結－抄録－」『サピエンチア』第26号、1992、331-354、340-342頁。
- (16) C・B・マクファーソン (1962)『所有的個人主義の政治理論』合同出版、1980、13頁。下川潔「いわゆる『自己所有』原理の考察」『創文』335号、1992、1-5、2頁。
- (17) J・ロック (1690)『市民政府論』27、岩波書店、1968、32-33頁。
- (18) 『統治論第二篇 (市民政府論)』(6)には全知全能なる創造主の神意が指摘されるが、これは一般的論証には有効となり得ても、個別的論証の権原とはならず、また個別的論証に適用されれば宿命論となりかねない。後述参照。
- (19) P・J・プルードン (1690)『所有とは何か』三一書房、1971、89頁。
- (20) G.A.Cohen, "Are Freedom and Equality Compatible?" J.Elster & K.O.Moene (ed.s), *Alternative to Capitalism*. Cambrige U.P., 1989, 113-26, p.114.
- (21) R・ノージック (1974)『アナーキー・国家・ユートピア－国家の正当性とその限

- 界一』木鐸社、1996、256、259-260 頁、引用文後の括弧内は本文頁。桜井徹「私
的所有の道徳的根拠—労働所有論とコンヴェンショナリズム—」『一橋研究』第 15
巻第 2 号、1990、21-48、39 頁。
- (22) 森村進『前掲書』40 頁。
- (23) 森村進『前掲書』40 頁。
- (24) 下川潔「前掲論文」3 頁。
- (25) 「(自由の) 平等原理 **the Equality Principle**」とともに正義の 2 原理をなすもの
で「社会的・経済的不平等は、それらが、最も不利な立場にある人々の利益を最大
化するように決められるべきである」とする原理。ロールズ『前掲書』64 頁。
- (26) 「人々は彼らの自然資産に値していないという主張と、保有物の差異は自然資産
の差異に基いてはならないという結論とを繋ぐのに説得力のあるのが積極論」
(370)で、「人々は彼らの自然資産に値しないという主張を、ロールズの見解に対す
る一つの可能的反論を論駁するために使うのが消極論」(370)である。ロールズ『前
掲書』357-358 頁参照。
- (27) ロールズ自身の体系が決して非のないものでないことは H.L.A.Hart, “**Rawls on
Liberty and its Priority**”. N.Daniels, *Reading Rawls, Critical Studies on Rawls’
A Theory of Justice*. Basil Blackwell, 1975, 230-252. 他参照
- (28) 森村進『前掲書』53-57 頁。同『ロック所有論の再生』有斐閣、1997、141-157
頁。
- (29) 森村進『前掲書』1995、9-10 頁。
- (30) 森村進『前掲書』40-42 頁。
- (31) 川村隆史「自己所有権とエンタイトルメント—私的所有権の光と影—」日本法
哲学会編『法哲学年報・現代所有論』有斐閣、1991、77-94、80-82 頁。
- (32) 「自己所有権」が功罪の裏付けのある真なる権原でないことは、「各種ハンディ は
自業自得」という言い掛かりを帰謬法 **Reductio ad absurdum** で棄却できるところ
にも明らかである。西山俊彦「私的所有権の論証不可能性」『平和研究』第 23
号へ 1998 年 3 月寄稿、6 月却下、参照。
- (33) J.Christman, *The Myth of Property. Toward an Egalitarian Theory of
Ownership*. Oxford U.P., 1994.